

○施設継続利用のための就労開始等の期限延長のイメージ(令和3年2月12日時点)

	認定要件	通常時	緊急事態宣言の解除日	
			～3月1日	3月2日～4月1日
令和2年11月退職者	求職	2月中の就職	4月中の就職	5月中の就職
令和2年12月退職者	求職	3月中の就職	4月中の就職	5月中の就職
1月退職者	求職	4月中の就職	4月中の就職	5月中の就職
4月入所	育児休業	4月中の復職	4月中の復職	5月中の復職
	就労内定	4月中の就労開始	4月中の就労開始	5月中の就労開始
	求職	6月中の就職	6月中の就職	6月中の就職